

2025年度 同志社大学 公的研究費使用における不正防止計画

第1節 機関内の責任体系の明確化	
不正発生要因	2025年度不正防止計画
責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能していない	【継続】 ・最高管理責任者（学長）のリーダーシップの下、既に定め、公表している機関内の責任体系に基づき、実効的な管理監督に努める。 ・不正防止計画を大学部長会にて審議のうえ決定する。 ・コンプライアンス推進責任者（学部・研究科等の長）による、研究不正及び研究費不正防止に関する啓発活動を実施する。
監事に求められる役割が不明確	【継続】 監事は、不正防止に関する内部統制と整備・運用状況について機関全体の観点から確認した事項、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認のうえ、理事長に意見書を提出し、担当理事会等でも意見を述べるとともに、理事長を通して、大学長へ意見書を通達する。
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	
不正発生要因	2025年度不正防止計画
研究費が公的研究費であることや適正執行への意識が希薄	【継続】 ・教員、研究員、研究支援員、大学院生、公的研究費に関わる学部生及び職員等に対して、コンプライアンス教育を実施し、確実な確認書の回収を目指す。 ・概ね四半期に一度の定期的な啓発活動により公的研究費の適正執行への意識を浸透させる。 ・職域、雇用形態等の権限や責任に応じた教育コンテンツの内容について、改善すべき点がないか検証する。 ・雇用される学生に対して、不正行為に関する注意書面を交付する。
学内ルールが不明確で、統一されたルールがない	【継続】 ・学内規程・マニュアル等を定期的に見直し、モニタリング・内部監査等の結果も踏まえ、必要に応じて改正を行う。 【新規】 ・例外処理を行う場合は手続を明確化して行い、事例が集約された際には経費執行関連ポータルサイトのDREAMIに掲載し、周知する。
職務権限が不明確	【継続】 既に規定する職務権限及び決裁手続が実態に即したものとなっているか必要に応じて点検する。
不正が発生した場合の告発等の手続、調査及び懲戒に関する規程等が未整備あるいは不明確	【継続】 ・公的研究費の運営・管理に関する不正な行為等の通報（告発）について、学内窓口及び第三者窓口を設置している。 ・「同志社大学における公的研究費の不正使用への対応に関する規程」について、当該規程が本学の仕組みとして有効に機能しているか、必要に応じて検証する。
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	
不正発生要因	2025年度不正防止計画
不正防止計画に関する啓発活動の不足	【継続】 不正防止計画推進部署である倫理審査室が事務局となり、倫理審査委員会において不正防止計画を策定のうえ、統括管理責任者（学長が指名する副学長）と共に、コンプライアンス教育、啓発活動の実施について検討し、コンプライアンス推進責任者に対して啓発活動の積極的、定期的（概ね四半期に一度）な実施を求める。
不正発生要因を適切に把握せずに不正防止計画を策定している	【継続】 不正防止計画推進部署である倫理審査室、内部監査部門の監査室、公的研究費の運営・管理に関わる事務局である研究支援課と連携し、不正発生要因についての情報共有に努める。また、公的研究費の運営・管理体制に関わる関連部署（人事部、財務部、施設部、倫理審査室、監査室、研究開発推進機構）によるワーキング・グループを必要に応じていつでも立ち上げることができるようにする。
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	
不正発生要因	2025年度不正防止計画
研究費の適正な執行について、業者との癒着の発生を防止するための第三者チェックの仕組みが整備されていない	【継続】 予算執行状況の把握・検証、業者の適切な管理・監督、適正な物品・役務の発注及び検収、特殊な役務の検収、換金性の高い物品の管理、研究者の出張計画の把握を行う。研究費の執行に関する書類やデータ等は適切な期間保存し、後日の検証に耐えられるように適正に管理する。研究費執行における立替払いを原則として認めないこととし、法人カードによる運用を継続する。
謝礼を支給する学生の勤務表を、事務室で管理することが徹底されていない	【継続】 謝礼を支給する学生の勤務表を事務室で管理する旨の周知を徹底する。
発注段階での支出財源特定の不徹底	【継続】 経費執行関連ポータルサイトのDREAMIにて、購入時・発注時に支出財源を特定するよう周知する。
謝礼の業務内容の確認が不徹底	【継続】 謝礼の業務内容が明確でない場合は、聴き取り等により確認する。
第5節 情報発信・共有化の推進	
不正発生要因	2025年度不正防止計画
公的研究費のルール、相談窓口に関する情報及びモニタリング等の結果が共有されていない	【継続】 ・公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口や、不正防止への取組方針についての最新情報を大学ウェブサイト公表していることを周知する。 ・モニタリング等の結果を最高管理責任者（学長）を通じて大学部長会で報告する。
第6節 モニタリングの在り方	
不正発生要因	2025年度不正防止計画
内部監査の形骸化	【継続】 ・専門的な知識を有する者（公認会計士等）を活用することで監査の質の向上を図るとともに、恒常的に、組織的牽制機能として効果的である監査（リスクアプローチ監査）を実施する。 ・学内窓口及び第三者窓口等に寄せられる不正に関する通報内容が、監事、監査室に報告されるよう徹底し、監事、監査室は、適切な対応がとられているか、また不正が発生する環境を放置していないかを確認する。